

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大垣市長 石田 仁

市町村名 (市町村コード)	大垣市 (21202)
地域名 (地域内農業集落名)	和合地域 (大島町、開発町、津村町、新開町、和合新町、和合本町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

和合地区の農業は、水稻主体の土地利用型農業が中心となっており、一部でわさび農家が営農を始めたものの、農事組合法人わごうがその中心となっている。

農業の現状は大半が(農)わごうが請け負っており、個人農家が管理している農地をリタイヤする場合は、その農地をわごうが預かるという状況であるが、高齢化による農家数の減少、草管理、水管理をどのように行うか、市街化区域内の農地をどのように管理するかが課題となっている。

また近年農事改良組合長の地域への関わり合いが希薄になってきている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者(法人・集落営農組織等)2経営体、主な作物:水稻、小麦、野菜、酪農、肉用牛

認定農業者(個人)2経営体、主な作物:肉用牛・わさび

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の法人を農業を担う者に位置づけ、地域の農地集積・集約化を進める。農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を行っていき、経営の安定化を目指す。

水稻や小麦等の土地利用型の農業を中心としつつも、とうもろこしなど収益性の高い作物等の生産にも取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農業を担う者を中心に農地集積を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存の経営体へ農地の集積を行うことで規模拡大を図り、大垣市やJA等と連携しながら支援することで、地域の農業を維持していくために地域全体で支える。また新規就農者等がいた場合には、関係機関と連携し、支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者(法人の1経営体)が中心となり農作業受託を行うほか、乾燥調製施設を持たない農業者はJAの大規模乾燥調製施設を活用する。また、JA等の意向を考慮し、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

水や畦畔の草管理については、担い手と地域が話し合い、適正管理に努めていく。